

職員の処遇改善の取り組み（福祉・介護職員等（特定）処遇改善加算について）

一般社団法人リガーレでは、国による福祉人材確保のための制度を活用しています。従来の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰに加えて、2019年度秋に設けられた新制度に基づき処遇改善特定加算Ⅱを取得し、すぐれた福祉人材の確保に取り組んでいます。具体的な取り組みは以下の通りです。

キャリアパス制度

- （1） 職員の職位・職責に応じた賃金体系を定めております。
- （2） 利用者のニーズに応じた良質なサービスの提供と、働く側の働きやすい環境の整備及び職員の技術向上と支援の専門性を高めることを目標に、職員の研修に取り組めます。
- （3） 資格取得者に対し資格手当の支給を行います。

賃金改善の取り組み（2023年度）

- （1） 経験・技能のある障害福祉人材（＊）に対して、毎月処遇改善手当を支給します。
（＊）介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師のいずれかの資格を有するもの、またはサービス管理責任者として現に勤務するものを想定しています。
- （2） その他の福祉職員にも、毎月処遇改善手当を支給します。（常勤・非常勤）

賃金以外の取り組み

- （1） 資質の向上
資格取得のための受講を支援します。
- （2） 日々のミーティングや職員会議により職場内のコミュニケーションの円滑化を図り、個々の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に取り組んでいます。